令和5年3月22日

4川総行情第1615号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の保有する死者情報の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「死者情報」とは、死者に関する情報(当該死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人の情報に該当する場合を除く。)であって、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する個人情報に相当するものをいう。

(管理体制)

- 第3条 保有個人情報等管理責任者(川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年川崎市条例第76号)第3条に規定する保有個人情報等管理責任者をい う。以下同じ。)は、所管する死者情報を取り扱う職員に対し、死者情報の適正な取 扱い及び維持管理が行われるよう指導及び監督を行わなければならない。
- 2 保有個人情報等管理担当者(川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則(平成17年川崎市規則第72号。以下「取扱い規則」という。)第3条第4項の規定により指名された保有個人情報等管理担当者をいう。以下同じ。)は、前項の指導及び監督を補佐するものとする。

(職員の責務)

第4条 職員は、保有個人情報等管理責任者及び保有個人情報等管理担当者の指示に 従い、死者情報を取り扱わなければならない。

(利用の制限)

- 第5条 保有個人情報等管理責任者は、所管する死者情報の内容に応じて、死者情報 を利用する権限を有する者を職員のうちから特定しなければならない。この場合に おいて、当該権限を有する者の数及びその権限の内容は、当該死者情報の利用の目 的を達成するために必要最小限のものとしなければならない。
- 2 前項の権限を有しない職員は、死者情報を利用してはならない。
- 3 職員は、正当な行政執行に関連する目的以外の目的で死者情報を利用してはならない。

(複製等の制限)

- 第6条 職員は、次に掲げる行為をするときは、当該死者情報を所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従わなければならない。
 - (1) 死者情報の複製
 - (2) 死者情報の送信

- (3) 死者情報の記録媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他死者情報の適正な維持管理に支障を及ぼすおそれのある行為 (訂正等)
- 第7条 職員は、死者情報の内容が事実でないと思料する場合には、当該死者情報を 所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従い、訂正その他正確性の確保のため に必要な措置を講じなければならない。

(入力内容の照合等)

第8条 職員は、情報システムへの入力により死者情報の処理を行うに当たっては、 当該処理に係る入力内容と入力原票の照合、当該処理の前後における当該死者情報 の内容の確認等を行うものとする。

(記録媒体の管理等)

- 第9条 職員は、死者情報を所管する保有個人情報等管理責任者の指示に従い、当該 死者情報の記録媒体を定められた場所に保管するとともに、当該記録媒体の盗難等 による当該死者情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故の防止のために必 要な措置を講じなければならない。
- 2 職員は、死者情報を保有する必要がなくなったときは、当該死者情報を所管する 保有個人情報等管理責任者の指示に従い、当該死者情報の復元又は判読が不可能な 方法により当該死者情報の削除又は当該死者情報が記録された媒体の廃棄を行わ なければならない。

(情報システムのセキュリティ確保)

第10条 死者情報を取り扱う情報システムのセキュリティ確保の対策については、 取扱い規則第15条の適用を受ける保有個人情報等の例による。

(利用又は提供)

- 第11条 死者情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供(以下「利用又は提供」という。)は、法第69条の適用を受ける保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)の例による。ただし、利用又は提供について別に定めがある場合、利用又は提供をすることが公益上特に必要があると認められる場合その他市長がこれにより難いと認める場合は、この限りでない。
- 2 死者情報を利用目的以外の目的のために提供する場合には、次の措置を講じるものとする。
- (1)提供先における業務の名称及び法令の根拠並びに提供に係る死者情報の利用の目的及び内容について書面により確認すること。
- (2) 提供先に対して、必要に応じて死者情報の安全を確保する措置を求めること。 (雑則)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、死者情報の取扱い及び維持管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。